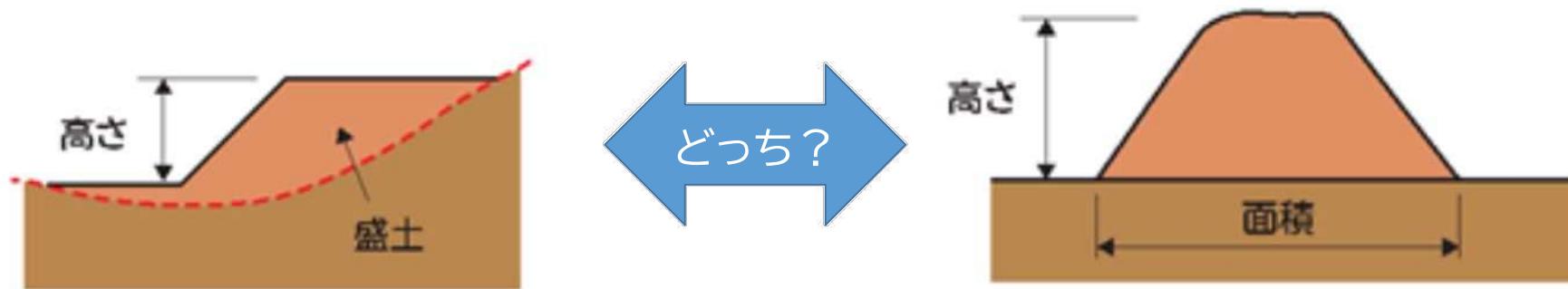


# 「土地の形質の変更」と「一時的な土石の堆積」の違い

手続き（許可申請や届出）に当たっては、計画が「土地の形質の変更」であるか、あるいは「一時的な土石の堆積」であるかを明確にしなければ手続きできない。



	土地の形質の変更	一時的な土石の堆積
具体的事例	残土最終処分	土砂仮置き
許可期間上限	施工に必要な期間	5年(以降変更許可で更新)
原地盤傾斜制限	なし	あり(構台も認められる)
擁壁・排水施設	必要	盛土には不要(周囲には必要)
完了検査時点状況	完成した盛土が残る	更地に戻る
転圧の有無・上面の利用	転圧する・人が上面で活動可能	転圧しない・人が立ち入らない前提

始めにどちらの手続きとするか決める必要がある